



機密文書（入札情報）である為、担当職員及び
決裁ラインの職員以外の閲覧を禁止する。

枚方市立禁野小学校整備事業

入札説明書

要求水準書

(案)

令和4年〇月

枚 方 市

目 次

はじめに

基本的な考え方

§ 入札説明書

1. 事業概要	2
1-1. 事業名称	2
1-2. 所在地.....	2
1-3. 事業手法	2
1-4. 対象事業範囲.....	2
1-5. 契約	3
1-6. 予定価格	3
1-7. 契約金額の支払い.....	3
1-8. 事業期間（予定）	4
2. 事業者募集要領	5
2-1. 禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会	5
2-2. 選定方法	6
2-3. 選定スケジュール.....	6
2-4. 公告及び入札説明書類等の配布	7
2-5. 現地調査	7
2-6. 入札参加者プレゼンテーション	7

2-7. 落札者及び審査講評の公表	8
3. リスクに関する分担	8
4. 著作権等の取扱い	10
4-1. 著作権の取扱い	10
4-2. 成果品の公表等	10
4-3. 著作権の侵害の防止	10
4-4. 特許権等の使用	10
§ 要求水準書	
1.基本事項	11
2.位置付け	11
3.立地条件	11
3-1. 敷地面積	11
3-2. 地域地区等	11
3-3. 周辺状況	11
3-4. 既存施設	12
4. 要求水準	12
4-1. 関係法令・条例等の遵守	12
4-2. 特記事項	12
4-3. 共通事項	14
4-4. 施設の条件	15

4-5. 設備	15
4-6. 必要諸室・必要什器	20
4-7. 設計業務等について	21
4-8. 建設工事等について	30
5.その他	34
5-1. 友好都市の木材活用	34
5-2. 地元企業の採用	34
5-3. 学校施設の愛称について	34

別表

- 別表 1 要求性能表
- 別表 2 必要諸室表
- 別表 3 必要什器・備品表

別添資料

- 資料 1 禁野小学校における「新しい学校づくり」
- 資料 2 位置図
- 資料 3 既存施設 図面
- 資料 4 既存施設 アスベスト調査報告書
- 資料 5 事業予定地 土壌汚染調査報告書
- 資料 6 地盤調査仕様書

はじめに

整備方針 枚方市立禁野小学校

高陵小学校と中宮北小学校を統合して誕生する禁野小学校は、関西外国語大学に近接し、交通利便性が高く、歴史ある地区に位置し、加えて、地域のつながり、人と人とのつながりが強い地域に立地しています。

今回の新しい学校づくりはこれらの特性を活かし、これまでの両校での学びをさらに発展させ、児童の心身の健やかな成長を支援するとともに、地域の拠点となる「歴史」「文化」「人」がつながる学び舎を目指します。

基本的な考え方

本事業を進めるにあたっては、『禁野小学校における「新しい学校づくり」』の基本的な考え方を基に進めます。

1. 一人ひとりの子どもを大切に、志を育む学校づくり

「子どもを守る条例」の基本理念に則り、学校としての役割を十分に果たすための学校づくりを行うとともに、一人ひとりの子どもが多様性をおたがいに認めあい、尊重し合う学校づくりを行う。

2. 枚方版「ニュー・スマート・スクール」の推進

「1人1台タブレット活用」の先進都市として、枚方版 ICT 教育モデルによる学力向上の取り組みに加え、ICT 等を活用した様々な取り組みを進める。

3. 子どもの夢を育てる豊かな学校づくり

子どもの発達段階に応じて、豊かな心や夢や理想の実現に向かって生きる力、社会に貢献するという高い志を育むため、豊かな学習・生活空間の場となる学校づくりを行う。

4. 地域とともにある学校づくり

学校を地域の貴重な財産としてとらえ、地域防災や子育て支援、生涯学習の拠点として広く地域住民から活用されるような学校づくりを行う。

§ 入札説明書

1. 事業概要

1-1. 事業名称

枚方市立禁野小学校整備事業

1-2. 所在地

枚方市御殿山南町 2 - 2 (旧高陵小学校敷地内)

1-3. 事業手法

デザインビルド (設計施工一括発注) 方式

1-4. 対象事業範囲

枚方市立禁野小学校整備事業 (以下「本事業」という) を実施するものとして選定された企業体 (以下「事業者」という) は、契約締結後、以下の業務を行う。

なお、本事業の詳細は、「§ 要求水準書」に示す。概略は次のとおりとする。

<設計業務>

基本・実施設計業務

- A. 事前調査業務 (地盤調査、必要に応じて現況測量)
- B. 設計業務 (外構、敷地造成等を含む)
- C. 電波障害調査業務
- D. 家屋調査業務
- E. 本事業に伴う各種申請等の業務
- F. LCC、長期修繕計画作成業務
- G. VR 作成業務 (基本設計・実施設計)
- H. 模型・パース作成業務
- I. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

<建設工事>

- A. 新設工事（外構、敷地造成等を含む）
- B. 既存施設の解体工事
- C. 近隣対応・対策業務
- D. 電波障害対策業務
- E. 開校に必要な準備（現場見学会、完成見学会、パンフレット作成、施設に係る利用説明書等）
- F. 補助金用資料作成業務
- G. その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

1-5. 契約

事業者と枚方市（以下「本市」という）は、落札者決定後、速やかに仮契約の締結を行う。また、本契約には本市議会の議決を要するので、当該仮契約は、本市議会でのこの仮契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となる。なお、契約については、本市契約規則の定めによる。

仮契約 令和4年5月頃

本市の議決 令和4年6月頃

1-6. 予定価格

予定価格及び調査基準価格は事後公表とする。

設計業務・建設工事のそれぞれについて算定した額の合計額とする。

上記価格には消費税及び地方消費税を含まない。

また、調査基準価格に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとする。

1-7. 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。

<設計業務>

業務別	年度	支払内容	支払限度額
基本設計 実施設計	令和4年度	前払い	設計業務に係る金額の30%以内
	令和5年度	部分払い (基本設計完了)	基本設計業務に係る金額より前払い金額を除く金額
	令和6年度	完了払い	設計業務に係る金額の残額

<建設工事（既存施設の解体工事）>

業務別	年度	支払内容	支払限度額
解体工事	令和4年度	前払い	令和4年度建設工事に係る金額の40%以内※
		中間前払い 又は部分払い	令和4年度建設工事に係る金額の20%以内 建設工事に係る金額のうち令和4年度末までの 出来高金額の90%以内（前払い金額等を除く）
	令和5年度	前払い	令和5年度建設工事に係る金額の40%以内※
		中間前払い 又は部分払い	令和5年度建設工事に係る金額の20%以内 建設工事に係る金額のうち令和5年度末までの 出来高金額の90%以内（前払い金額等を除く）

<建設工事（新設工事（外構、敷地造成等を含む））>

業務別	契約年度	支払内容	支払限度額
新設工事	令和6年度	前払い	令和6年度建設工事に係る金額の40%以内※
		中間前払い 又は部分払い	令和6年度建設工事に係る金額の20%以内 建設工事に係る金額のうち令和6年度末までの 出来高金額の90%以内（前払い金額等を除く）
	令和7年度	前払い	令和7年度建設工事に係る金額の40%以内※
		中間前払い 又は部分払い	令和7年度建設工事に係る金額の20%以内 建設工事に係る金額のうち令和7年度末までの 出来高金額の90%以内（前払い金額等を除く）
	令和8年度	前払い	令和8年度建設工事に係る金額の40%以内※
		中間前払い	令和8年度建設工事に係る金額の20%以内
完成払い		建設工事に係る金額の残額	

※低入札価格調査を経た場合は、20%以内

1-8. 事業期間（予定）

事業期間 契約締結日から令和8年7月15日

各業務は、以下の期限内に完了すること。

- A. 基本設計業務の期間 契約締結日～令和5年6月末（約12か月間）
 実施設計業務の期間 令和5年7月～令和6年8月末（約14か月間）
 （但し、建設工事期間の短縮が可能な場合は、その限りではない。）
- B. 建設工事（解体工事）の期間 令和4年12月～令和5年5月末（約6か月間）
- C. 建設工事（新設工事）の期間 令和6年6月～令和8年7月15日（約26か月間）

なお、本事業は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく国庫補助事業であることから、新設工事については、文部科学省の認定後に着工しなければならない。

※国庫負担（新增築）事業については令和6年度～令和7年度に完成させること。

詳細については本市と協議の上、進めること

※別途、文化財試掘 令和4年4月～7月末、文化財本調査 令和5年8月～令和6年3月末を予定している。

区分	内容	年度				
		R4	R5	R6	R7	R8
設計業務	基本設計	—				
	実施設計		—			
建設工事	解体工事	—				
	新設工事			—	—	—

2. 事業者募集要領

2-1. 禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会

事業者の選定に当たり、本市に有識者で構成する禁野小学校設計施工（DB）事業者選定審査会（以下「選定審査会」という）を設置する。選定審査会は落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

氏名	分野	所属
加嶋 章博	建築	摂南大学 理工学部 建築学科 教授
酒井 恵子	教育	大阪工業大学 教職教室 教授
大橋 巧	都市環境	摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科 准教授
今西 義行	会計	今西義行税理士事務所
岸田 陽子	法律	大谷・岸田法律事務所

2-2. 選定方法

総合評価一般競争入札

2-3. 選定スケジュール

- A. 公告及び入札説明書等の配布
令和4年2月1日（火）～
- B. 現地調査受付
令和4年2月1日（火）～2月8日（火）
- C. 現地調査
令和4年2月12日（土）～2月13日（日）※原則2月12日に実施
- D. 入札説明書等に関する質疑受付
令和4年2月18日（金）～2月28日（月）
- E. 質疑回答の公表
令和4年3月14日（月）
- F. 入札書【電子入札システム】【資格審査】【要求水準適合確認】【提案審査】提出書類の受付
（提出様式：様式1～6）
令和4年4月1日（金）～4月8日（金）
- G. 入札受付締切日
令和4年4月8日（金）
- H. 審査【資格審査】【要求水準適合確認】
令和4年4月11日（月）～4月12日（火）
- I. 審査結果の通知
令和4年4月13日（水）
- J. 開札・低入札価格調査（1次調査）
令和4年4月14日（木）
- K. 審査【提案審査】（入札参加者プレゼンテーション）
令和4年4月17日（日）・18日（月）
- L. 落札候補者の選定
令和4年4月28日（木）
- M. 低入札価格調査（2次調査）（※低入札価格調査の対象となった場合）
令和4年5月上旬～5月中旬
- N. 落札者及び審査講評の公表
令和4年5月上旬～6月中旬

2-4. 公告及び入札説明書類等の配布

公告及び配布方法：本市公式ホームページに電子データで掲載

2-5. 現地調査

- a. 現地調査日時※ ※雨天の場合でも実施するが、荒天等により変更とする場合がある。

令和4年2月12日（土）

令和4年2月13日（日）

※原則2月12日に実施するが、応募者多数の場合は、2月13日にも実施する。

- b. 受付

代表者の名刺を現地市職員へ提出すること。

- c. 人数

1企業体につき5人以内

- d. 案内

現地は、入札参加者にて施設に支障が無い範囲で調査する。その際は、本市職員の指示に従うこと。

- e. 調査内容

目視による調査とするが、カメラ等による撮影は可能である。ただし、現地には児童等の学校関係者、並びに児童の氏名等個人情報が見られる場所等があるので、このような情報が被写体として写らないよう十分に注意すること。万一、個人情報が流失した場合は、法令に従う処分を求めるとともに失格とする場合がある。

- f. 駐車場

現地では、十分な駐車台数の確保ができないので、できる限り乗り合せの上、来校するなど協力すること。

- g. その他

現地調査時は、学校活動の妨げにならないよう注意すること。

2-6. 入札参加者プレゼンテーション

- a. 入札参加者プレゼンテーションを2-3.Kに示す期間内に実施する。なお、詳細な日時等については、2-3.J開札後に本市より連絡を行う。

- b. 入札参加者のプレゼンテーション時間は、1提案につき、入札参加者の入れ替え及び準備時間（リハーサル時間を含む）10分間、説明に要する時間30分間、質疑応答時間20分間とする。

- c. プレゼンテーション会場に入場できる入札参加者の人数は、1提案につき5人までとする。なお、他の入札参加者のプレゼンテーションの傍聴は出来ない。

- d. 選定審査会の資料となる提案書、説明に要するプロジェクター、投影スクリーン、電源は本市で準備を行う。プレゼンテーションで使用するPC（入札参加者につき1台まで）や説明に必要な

なその他機器類については、入札参加者にて準備すること。なお、その他機器類（模型、写真、VRゴーグルなど）を使用する場合は、準備・片付けの所要時間が各5分間以内となるよう注意すること。

e. プレゼンテーションは、原則公開とし、本市の記録用として録音、録画を行う。

2-7. 落札者及び審査講評の公表

a. 落札者及び審査講評の公表

本市が落札者を決定した場合、2-3.N に示す期日に本市公式ホームページを通じて公表する。

b. 審査講評の公表の内容

審査の経緯、審査内容（各入札参加者の評価概要）、審査結果を公表する。ただし、落札者以外の入札参加者名は非公表とする。

3. リスクに関する分担

本事業の実施にあたり発生のおそれがあるリスクの責任および契約金額の増減額の負担は、下表「リスク分担表」によることとする。また、これに依らないリスクに対する負担は、本市と事業者の協議の上決定する。

<リスク分担表>

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	本市の提供情報リスク	公募資料等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○		
	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○		
		上記以外の本市の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク	応募費用		○	
	制度上のリスク	政治・行政リスク	本事業に直接影響を及ぼす本市の政策の変更・中断・中止	○	
		法制度リスク	本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	○	
			上記以外の法令の変更		○
許認可リスク		事業者が取得すべき許認可の取得遅延、取得不可の場合		○	
	本市の事由による許認可取得遅延	○			

	税制度リスク	消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○		
		法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		○	
		建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの	○		
		本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	○		
		法人税の新設・変更に関するもの		○	
	社会リスク	住民等対策リスク	本事業そのものに対し住民や保護者等に理解が得られない場合	○	
			設計内容に対し住民や保護者等に理解が得られない場合		○
			住民からの苦情（解体・建設工事中）		○
		第三者賠償リスク	本事業の実施に起因する第三者損害の賠償		○
	環境関連リスク	工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○	
		債務不履行リスク	本市の債務不履行による中断・中止	○	
	債務不履行リスク	事業者又は構成員の債務不履行等による遅延・中断・中止		○	
		不可抗力リスク	自然災害・人為的暴動の発生等の事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	○	△
	公的支援制度リスク	事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因する交付金・補助金の獲得不可・条件変更		○	
	発注者責任リスク	本市の指示の不備・発注文書・提案書の想定を超える変更による設計・工事の変更	○		
		事業者の指示・判断の不備・変更による、設計・工事の変更		○	
	警備リスク	盗難・器物破損などによる費用の増大・遅延等		○	
	要求水準未達リスク	要求水準・提案内容水準の未達が発見された場合の改善・補修・業務の変更等に係る費用の増大		○	
	支払遅延	本市の支払いの遅延	○		
設計・施工	設計リスク	本市が提示した設計に関する与条件又は発注文書等の内容に不備があった場合	○		
		事業者が実施した設計に不備があった場合		○	
	設計変更リスク	本市の提示条件、指示・判断の不備に関するもの	○		
		事業者の提示内容、指示・判断の不備に関するもの		○	
	安全管理リスク	解体・建設工事期間に事故や第三者に損害を及ぼし、遅延や損害が生じた場合		○	
	工期変更・遅延リスク	本市の指示または責めに帰すべき事由によるもの	○		
事業者に起因するもの			○		

	建設コスト増大リスク	本市に起因するもの	○	
		事業者に起因するもの		○
	地下埋設物リスク	文化財の発掘調査の遅延、砲弾の発見等による対応費用の増加や工期の延長	○	
	契約不適合リスク	契約不適合責任の期間内に発見された事象		○
	工事中止リスク	本市の指示によるもの	○	
事業者の責めに起因する中止			○	

○は主分担、△は従分担を示す

4. 著作権等の取扱い

4-1. 著作権の取扱い

事業者は、本事業に関する成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合は、当該著作物等に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に本市へ無償で譲渡することとする。

4-2. 成果品の公表等

事業者は、施設の安全保障のため本市の承諾を得ずに、提案書及び設計図書等の成果品を公表できない。また、第三者への譲渡、貸与または質権その他の担保目的に供することは出来ない。

4-3. 著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果品が第三者の有する著作権を侵害しないことを保証する必要がある。

4-4. 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という）の対象となっている工法等を使用するときは、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

§ 要求水準書

1.基本事項

本事業は「禁野小学校における『新しい学校づくり』【資料1】」に基づくものし、基本設計、実施設計、建設工事については、本要求水準書によるものとする。

なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力を最大限に生かすため、要求する業務仕様については基本的な考え方のみを示すにとどめ、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は事業者の発想に委ねることとする。

2.位置付け

本要求水準書は、本市が本事業の実施に当たって、事業者を求める最低限の水準を示すものである。適用範囲は4.要求水準と5.その他とする。また、選定審査会の審査における評価等の基準となる。なお、(★)の記載があるものについては望ましい水準を示している。

本要求水準書は事業者が本要求水準書に示す内容を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

また、提案書において、本要求水準書を上回る内容は事業者が満たすべき基準となる。

3.立地条件

3-1. 敷地面積

約 23,158 平方メートル（法面 約 8,635 平方メートルを含む）

3-2. 地域地区等

用途地域等：第1種中高層住居専用地域（建ぺい率 60% 容積率 200%）

第2種高度地区

準防火地域

3-3. 周辺状況

北側：戸建ての住宅地がある。

東側：正門があり、UR都市機構の団地内通路（幅員 5.3m）を通過して市道渚中宮線（幅員 16 m）へアクセスする。

南側：通用門があり、市道渚南線（幅員 5.2m・通行規制あり）を挟んで、関西外国語大学御殿山学舎がある。

西側：敷地（斜面地）に隣接して戸建ての住宅地がある。

その他：敷地に近接して埋蔵文化財包蔵地があり本市により発掘調査を実施（R4 試掘 R5 本調査）する予定である。また、敷地北西部は土砂災害特別警戒区域（急傾斜）及び土砂災害警戒区域（急傾斜）に隣接している。西側斜面地についてはホームページ（<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000026947.html>）を参考にすること。

3-4. 既存施設

主な既存施設の概要は次のとおりである。

なお、既存施設の詳細については「資料3 既存施設 図面」に示すものとする。

棟名称	構造	建築年度	階数	延床面積
教室棟 1	R C	昭和 43 年～	3	5131 m ²
管理棟	R C		2	
渡り廊下	R C		2	
教室棟 4	R C		3	
教室棟 5	R C		3	
体育館	R C	昭和 46 年	3	675 m ²

4. 要求水準

4-1. 関係法令・条例等の遵守

本事業の実施にあたっては、都市計画法、建築基準法、景観法、省エネ法、バリアフリー法、消防法、学校教育法をはじめ、必要とされるすべての法令・条例等を遵守すること。特に、設計・工事にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部並びに文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部が発刊する最新の基準書、指針、仕様書等を参照すること。

4-2. 特記事項

本事業の実施にあたっては、以下の特記事項を遵守すること。

a. 関係官公署への手続き

事業者が責任と一切の費用負担をもって行うこと。

b. 共通仕様

本要求水準書に記載されていない事項は、以下によること。また、これ以外の標準仕様書等を準用する場合は、本市が定める本事業を担当する本市職員（以下「調査職員」又は「監督職員」という）との協議によること。

- ◆ 敷地調査共通仕様書
- ◆ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ◆ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- ◆ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- ◆ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ◆ 工事写真撮影ガイドブック
- ◆ 建築工事標準詳細図
- ◆ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（機械設備工事編）
- ◆ 公共建築工事積算基準
- ◆ 施工単価、建築物価、コスト情報、積算資料
- ◆ 積算実務マニュアル（電気設備工事・機械設備工事）など刊行物

※採用年度については監督職員と協議のこと。

c. 提出書類

設計、施工管理における各種提出書類は、事業者で作成するものとし、調査職員又は監督職員へ提出すること。ただし、本市指定書式がある場合はこれによること。

d. 本事業の実施にあたっては、以下の点に注意しながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努めること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策を徹底すること。
- (2) 打合せ前や現場においては、関係者の体温測定を事前実施するなど、すべての事業従事者等の健康管理に留意すること。
- (3) 本事業の関係者等から罹患者が発生した場合は、保健所や医療機関の指示に従うとともに、速やかに監督職員に報告し適切な措置を講ずること。
- (4) 現場事務所等における各種打合せ、食事、休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」（「密閉・密集・密接」）の回避やその影響を緩和するための対策を徹底すること。
- (5) 第三者への感染症拡大防止対策を講ずること。また、対策の詳細については、監督職員と協議の上決定すること。
- (6) 著しい感染拡大が防止できない状況となった場合は、事業者と監督職員で協議を行い事業期間の延長や一時中断、契約解除する場合がある。
- (7) 事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策に必要な経費（作業従事者用のマ

スクおよび消毒液設置にかかる経費など)を見込んでおくこと。

4-3. 共通事項

- a. 本施設の配置は学校敷地の南側に配置し、南側を正門とすること。災害時等に備え東側及び南側の門から大型車両等が入れるように計画すること。ただし、両門とも来客や保護者対応のために、付近に門扉を設置し、施錠・開錠については電気錠にてセキュリティ対策を施すこと。また、西側斜面地の緑地部分について維持管理等を考慮し防草シートなどの対策を施すこと。
- b. 本施設は利便性を考慮し、原則、施設全体を一体として計画すること。(★)
- c. 安全安心な施設の実現のため、死角の少ない配置、歩車分離動線等による校地内車両事故防止、施設利用者の転倒・転落・飛来物による事故予防対策、木材を効果的に活用した温かみのある生活空間の整備、監視カメラ設備等の導入による安全強化、感染症流行期の感染予防や拡大防止対策、病害虫の侵入防止対策等を考慮した提案とすること。
- d. 日常の維持管理が容易な施設配置計画および建材仕様とすること。特に開口部の施錠・開錠、照明器具の点灯・消灯は毎日行われる管理業務であることから、短時間で完了する計画、並びに操作性(利便性)、耐久性に優れた性能を有する仕様の提案とすること。
- e. 学校施設は、児童らが活発的な活動を行う施設である反面、静かな環境で授業に取り組む場所でもある。安全性、耐久性、耐衝撃性に優れた建材仕様、および容易な清掃活動に適した仕上げや形状を提案すること。また、授業内容や特別教室の特性に応じた防音性(遮音性)、気密性、防汚性、抗菌性、耐薬品性等に配慮し、児童および教師が授業に集中できる環境を実現できる提案とすること。
- f. これからの学校施設は、第5期科学技術基本計画の society5.0 社会の中で時代の変化に対応していかなければならない。本市においては、令和2年度より児童一人1台タブレット端末の使用を開始し ICT 教育の推進を実施している。については、ICT 機器がどの場所でも利用できる環境整備が必要である。さらに、時代の変化を先取りした機器や設備、ICT 教育が活きる空間づくりの提案をすること。
- g. 誰一人取り残さない学校づくりとして、外国籍の児童、性同一性障害や性的指向・性自認(性同一性)に悩みを抱える児童が安心して通える学校となることが必要となる。また、学校施設は、児童・教職員のみならず、地域住民や、幼年者から高齢者まで幅広い世代の利用に対応出来るものであることが求められるため、障害その他の特性の有無にかかわらず多くの利用者が利用しやすい施設となる提案とすること。
- h. 近年の大型台風、集中豪雨、地震災害、新型感染症等による災害や被害の頻発に伴い、学校施設の避難所(指定避難所、指定緊急避難場所)としての機能は重要となっている。禁野小学校においても災害や被害発生時に避難者等が、安全かつ円滑に利用でき、また地域の防災拠点として活用できる施設となるように提案をすること。

- i. 周辺への日影、ほこり・騒音・振動・臭気の防止、景観など周辺住宅及び隣接幼稚園の居住環境に配慮した提案とすること。施設は落ち着いた色彩を基調とし、まとまりのある外観にするなど周辺と調和のとれた形態意匠とすること。電波障害が生じる恐れがある場合は、事業者の負担により事前調査を行い、対策を講じること。
- j. 地球温暖化防止と維持管理コスト縮減を目的に環境への負荷の少ない設備、仕上げ、再生可能エネルギー等の積極的な導入を検討、提案を行うこと。
具体的には ZEB Ready 以上とし、創エネ及び災害対策として太陽光発電システム（蓄電池含む）を導入すること。
- k. 建設工事範囲内の施設を完成時供用開始できるようにするための給排水・ガス・電力・通信等の接続については本工事で整備すること。
- l. 埋蔵文化財包蔵地の発掘調査の掘削範囲については適宜地盤改良の上、工事を進めること。

4-4. 施設の条件

- a. 構造 RC 造・SRC 造・PC 造・S 造等とする。
- b. 階数 3 階もしくは 4 階建てとする。
- c. 延べ面積(参考) 8000 m²程度とする。
- d. 耐震安全性の分類

施設の耐震安全性は次のとおりとし、建築基準法によるほか、最新の日本建築学会諸基準、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房庁営繕部）」等に準拠すること。

- (1) 構造体の耐震安全性の分類 II 類とする。
- (2) 非構造部材の耐震安全性の分類 A 類とする。
- (3) 建築設備の耐震安全性の分類 乙類とする。

4-5. 設備

設備計画は、「建築設備計画基準」、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）、学校保健安全法に基づく「学校環境衛生基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、機械設備の計画を行うこと。

なお、各諸室に必要な性能及び設備については、「別表 1 要求性能表」に示すものとする。

a. 電気設備

(1) 共通

- ① 設備スペース（EPS を含む）の大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、将来の更新を見据えた機器の搬入・搬出スペース、将来の増築や設備容量増加のための予備スペース等に留意して整備すること。
- ② 分電盤・動力盤・各種弱電盤は保守性・景観性を考慮し、EPS 内に設置すること。

(2) 電灯（照明・コンセント）設備

- ① 照明器具、コンセント等は、児童の事故防止のため設置高さなどに配慮のうえ、各諸室の用途に応じた形式・容量や照度を確保し、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。また、誘導灯は関係法令に基づき設置すること。
- ② 照明器具については、ホワイトボードへの映り込みやまぶしさ等を考慮し、必要に応じてグレア抑制器具を採用すること。
- ③ 自然採光や明るさセンサー・調光機能などを積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減について十分検討し、整備すること。
- ④ 施設管理人による校舎の施錠後や保護者の留守家庭児童会室への迎えを考慮し、駐車場・駐輪場・校門（通用門）までの導線上のアプローチに照明を設置すること。
- ⑤ 外灯は、明るさセンサーによる自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ⑥ コンセント回路は基本的に1教室1回路以上とし、ICT教育用機器等の利用を考慮した個数及び配置とすること。

(3) 情報通信網設備

- ① スイッチングハブの設置については、校舎レイアウトに応じて適切な台数・配置計画を行うこと。
- ② 無線LAN機器は1教室に約40人が同時に接続し、円滑に授業を行えるスペックを持つものとする。
- ③ インターネット接続に利用するUTM（統合脅威管理）機器を設置し、セキュリティを強化すること。
- ④ スイッチングハブはレイヤー2機能・無線LANはVLAN構成機能を有し、複数のネットワークを同時に接続できること。また、スイッチングハブ・無線LAN共に管理できる機能を構築すること。
- ⑤ ネットワーク構成に必要な機器（サーバー等）、ソフトウェア及び5年間のライセンス費用・ハードウェア保証を本契約に含めること。
- ⑥ ネットワーク技術の革新に対応するため、配線交換や設備交換が容易に行えるよう、フロアごとにスイッチを設置（分岐配線がフロアを跨がないように）すること。
- ⑦ 10Gbps以上の通信機能で動作するように配線及び機器の選定をすること。
- ⑧ フロアスイッチなどの中継機器は保守性を勘案のうえEPSに設置すること。
- ⑨ 校内LAN環境を活用し、校内連絡や緊急時に校内放送が可能な通信設備（インターカムシステム）を整備すること。
- ⑩ 別途複数の光回線工事が発生するため、入線口の設置及び空配管工事を適切に行うこと。
- ⑪ ICT教育の拡充を見据えた提案をすること。

(4) 誘導支援設備

- ① 多目的トイレに呼出ボタンを設け、異常があった場合、廊下灯の点灯とブザーにより

知らせる設備を設置し、職員室に表示窓を設置すること。

- ② 来客や保護者等に対応するカメラ付きインターホンを各門扉に設置し、電気錠操作と連動させること。なお、学校と留守家庭児童会室の訪問が区別できるようにすること。

(5) 構内交換設備

- ① 別途複数の電話回線工事が発生するため、入線口の設置及び空配管工事を適切に行うこと。

(6) 拡声設備

- ① 放送室から校舎内、体育館及び屋外運動場等に放送可能な校内一般放送設備の設置及び配管配線工事を行うこと。また、屋外運動場及び体育館には式典等で使用可能なローカル放送アンプを設置すること。
- ② 近隣への影響を考慮し、校内放送は屋外運動場、中庭等校舎内の放送と区別できる仕組みにすること。
また、校舎内についても学校運営を考慮した放送区域とすること。
- ③ スピーカーを適切かつ将来の改修を考慮し、配置すること。

(7) テレビ共同受信設備

- ① テレビ受信設備（地上デジタル放送）の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。

(8) 情報表示設備

- ① 時計は電波修正機能付きの壁掛型とし、各諸室に適宜設置すること。
- ② 屋外及び体育館には遠くからも確認可能な大型時計を整備することとし、手元にて時刻修正などの維持管理が容易に行えるようにすること。

(9) 受変電設備

- ① 受変電設備はメンテナンスしやすいように配慮すること。
- ② 将来的な設備機器の更新及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤に予備回路を設置すること。
- ③ 地震等の自然災害対策を行うこと。
- ④ 力率改善や高調波対策を行うこと。
- ⑤ 電力会社からの引込方法等は、学校敷地周辺を十分に調査すること。
- ⑥ 現状敷地内のキュービクルから隣接の高陵幼稚園に電灯・動力共に低圧送りをしているため、解体工事に伴い幼稚園に単独引込を行うこと。

(10) 電力貯蔵設備・発電設備

- ① (4-3 j) に記載のとおり、創エネ及び災害対策として太陽光発電システム（蓄電池含む）を導入すること。なお、整備にあたっては発電量等がモニターにて確認できる等、学校教育現場にて児童へ創エネに関する環境教育が行えるようにすること。
- ② 停電対策として施設運営や災害対策上必要と想定される機器・設備への非常用電源の整備を行うこと。

(1 1) 監視カメラ設備

- ① 監視カメラは ICT を活用し、正門や通用門など進入口を監視できるように設置し、監視している映像を職員室内にてモニターで確認できるようにすること。

(1 2) 防犯・入退室管理設備

- ① 警備システムは、機械警備を基本とし、設置場所は以下 A~D の用途となる諸室を予定している（要求性能表も参照）。警備システムは、竣工後、配線工事及び警備センサー設置工事を別途行うため、それに必要な空配管工事等を行うこと。
 - A. オープンスペース（1 階前面・2 階以上は階段接続部及び出入口）
 - B. 個人情報書類及び、情報資産（パソコン等）を保管する諸室
 - C. 医薬品、食品等を保管するなど高い衛生管理が必要な諸室
 - D. 劇薬、危険物を保管している諸室及び、火気等の仕様が可能な諸室

(1 3) 火災報知設備

- ① 管轄消防署と協議を行い、設置計画を立てること。
- ② 解体工事に伴い、消防計画書の作成を行うこと。

b. 機械設備

(1) 共通

- ① 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- ② 設備類が故障した際の本施設の運営への影響が最小限となるよう計画すること。また、吹抜や体育館等の高所に設置せざるを得ない機器類は、消耗品の交換や清掃等の維持管理ができるようにすること。
- ③ 設備スペース（PS を含む）の大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。

(2) 空調設備

- ① 各諸室の用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを計画すること。
- ② 体育館アリーナ部分の空調設備に関して、体育館の運営上で球技等が行われた際に、空調機器等へのボールの衝突に対するガードを設けること。
- ③ 各諸室の個別リモコンのほかに、職員室の集中リモコンで、すべてのエアコンの電源管理、温度管理、スケジュール設定等ができるようにすること。
- ④ 諸室（体育館アリーナを含む）の静音環境を保つような設備計画とすること。
- ⑤ 修理、更新に要する費用や時間を低減するため、空調機器は汎用品を選定すること。なお、動力については、総合的なコスト比較等を行い選定すること。
- ⑥ 室外機は地震や台風等の影響を考慮し、可能な限り屋上設置は避けること。(★)

また、フェンスで囲うなどの安全対策を行うこと。

(3) 換気設備

- ① シックスクール対策として、各教室に換気設備（換気小窓等を含む）を適切に設ける等、各諸室においても十分な換気ができるようにすること。
- ② 給排気口は、害虫・雨水の侵入を防止する構造とすること。
- ③ 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとする。
- ④ 外気取入口は空気清浄度の確保を考慮した位置とすること。
- ⑤ その他諸室の換気設備は、その用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックスクール対応に十分配慮した計画とすること。
- ⑥ 居室については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）を確保すること。
- ⑦ ピットを設ける場合は、湿気・結露対策ができるよう計画すること。

(4) 給排水衛生設備

(4) - 1 共通

- ① 埋設配管は極力少なくなるように計画すること。(★)
メンテナンス性を考慮し、天井内ではなく PS 等にバルブを設けること。(系統ごと)
- ② 建物導入部や別の構造体同士（受水槽→校舎等）を跨る場合には、フレキシブルジョイントを適切に設置すること。
- ③ 1階でトイレやその他諸室において、床下への配管となる場合はピットを設けるなどメンテナンス性を確保した計画とすること。

(4) - 2 給水設備

- ① 給水方式は、「直圧給水方式」と「加圧給水方式もしくは高架水槽方式」の2方式を併用すること。
- ② 緊急遮断弁の設置を計画すること。

(4) - 3 給湯設備

- ① 中央給湯方式ではなく、局所給湯方式とすること。
- ② 電気温水器等を設置する場合は、飲用可能なものを採用すること。
- ③ 各給湯水栓については、温度調整が可能なものを採用すること。

(4) - 4 排水設備

- ① 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないようにすること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本

とし、ポンプアップは行わないこと。

- ② 屋内分流式及び屋外合流式とする。
- ③ 空調機器や給湯器から発生するドレン排水は、バルコニー等の屋外であっても垂れ流しせず、直接排水口又は排水管へ排出されるよう計画すること。
- ④ 排水桝は塩ビ製とし、配管清掃が可能なサイズ・仕様を採用すること。

(4) - 5 衛生設備等

- ① 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具・機器を採用すること。
- ② 衛生器具類は、設置場所や想定される使用者（高齢者、身障者等）に配慮し、かつ、節水型の器具を採用すること。トイレにおいては、休み時間に利用が集中するため、洗浄間隔の短いものを採用すること。
- ③ トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。
- ④ 屋外手洗い等の凍結が想定される箇所に関しては、凍結防止対策をすること。
- ⑤ 手動水栓については、レバー式自在水栓を基本とし、用途に合わせた選定を行うこと。

(5) 消火設備

- ① 消火設備の設置対象及び種類は、消防法関係法令の定めるところによる。
- ② 開発面積にかかる防火水槽の設置基準及び屋外消火栓の有効範囲に包含されない場合等の消防水利については、管轄消防署との協議のうえ、適切な設備を設置すること。

(6) ガス設備

- ① 1階でガス管を床下に配管する場合は、ピットを設けるなどメンテナンス性を確保した計画とすること。
- ② ガス設備を設置する場合は、使用目的に応じて、利便性、快適性、耐久性に配慮した設備とすること。
- ③ 緊急遮断弁等の設置により安全性を高めること。

4-6. 必要諸室・必要什器

本施設は、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部作成の「小学校整備指針」に基づき、次の項目を考慮し計画を行うこと。

a. 必要諸室

- (1) 必要諸室は「別表2 必要諸室表」を参照すること。
- (2) 床面積（一室あたり）は参考値とする。
- (3) 事業者の提案により、必要に応じてその他の諸室を追加したり、全体のバランスをみな

がら共用部分を計画すること。(★)

b. 必要什器・備品

- (1) 建設工事に含む必要什器・備品は「別表3 必要什器・備品表」を参照すること。
- (2) 寸法は参考値とする。
- (3) 主な什器・備品をあげたものであり、表中に記載のない什器・備品等についても適切に配置すること。(★)

建設工事に含まない什器・備品等を含めて施設に適した総合的な提案を行うこと。(★)

4-7. 設計業務等について

a. 業務全般

- (1) 設計業務の実施にあたっては、調査職員及び関係官公署の指導等に従うものとする。
- (2) 基本的な図面等を作成し、調査職員の承諾を受けた上で詳細な設計に進むものとする。
- (3) 詳細な設計において、実施設計図、構造計算書及び積算書等を作成すること。
- (4) 図面、工事内訳書等の様式、タイトル及び整理方法は、調査職員の指示を受けること。
- (5) 調査職員と十分に協議を行いながら業務を実施し、業務の進捗状況に応じて、適宜、調査職員に中間報告を行う。また、関係官公署への申請及び届出にかかる必要な協議・手続き等については、事前に調査職員の承諾を受けた上で行うこと。
- (6) 調査職員及び各関係官公署との打合せ事項を記録し、文書にて提出すること。
- (7) 本市が行う近隣住民等に対する事業概要説明会や工事説明会等への出席及び資料作成に協力すること。
- (8) 設計完了後に本書に適合しない箇所及び設計内容に契約不適合が発見された時は、調査職員と協議の上、事業者の責任において設計図書の修正を行うこと。
- (9) 工事における騒音・振動・粉じん・地盤沈下及び周辺道路の交通・安全等への対策を十分に検討すること。
- (10) 本市は事業者に対して設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取及び設計協議することが出来るものとする。なお、事業者は作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (11) 事業者は本市の要請に基づき、国庫補助金関係に係る図面の作成等、必要書類の作成を行うこと。工事費内訳書については、項目ごとに国庫補助事業の区分を明確に示すこと。また、ZEB化に関して「ZEBプランナー」の関与を必須とし、実施設計時点で公募のある補助事業の対象となるようにすること。補助金申請のため、竣工後のエネルギー消費量の計測を行い、エネルギー種類ごとの整理、分析を行うこと。
- (12) 会計実地検査の実施時においては、事業者は、本市の要請に基づき、会計実地検査への出席並びに必要な書類の作成を行うこと。

b. 基本設計

- (1) 基本設計図書の作成業務においては、本市の要件等を踏まえた図書を作成する。
- (2) 基本設計は、学校関係者等を委員とする関係課会議にて協議しながら進めるものとする。

c. 実施設計

事業者は、調査職員と十分に打合せを行い、以下の業務を履行すること。

- (1) 基本設計等に基づき、実施設計図書を作成すること。
- (2) 実施設計図書に基づき、積算数量計算書、工事費内訳書等を作成すること。
- (3) 工事の実施に必要な法令に基づく諸手続きは、事前協議を含めて事業者が全て行うこと。

d. 事業者は、契約締結後速やかに“PUBDIS”の登録をすること。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受けること。

e. 業務計画書

契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出すること。なお、提出部数は 6 部（正本 1 部、写し 5 部）とし A4 フラットファイル綴じとすること。

業務計画書には、次の内容を記載すること。

<体制・実績>

事業者は、募集要項に基づき提出した業務実施体制により、本業務を履行することとし、下記の内容の分かる書類及び体制表を提出すること。

- i. 管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、過去 15 年以内の同種業務の実績及び手持業務の状況
- ii. 各主任技術者の担当分野、所属、役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、過去 15 年以内の同種業務の実績及び手持業務の状況
- iii. 担当技術者の分担業務分野、所属、役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、過去 15 年以内の同種業務の実績
- iv. 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容

注) 「同種業務の実績」とは、本業務において担当する分担業務分野での「学校」としての設計業務実績をいう。

<設計業務工程計画>

- i. 一般業務、追加業務を示した業務工程表を作成する。
- ii. 上記業務工程表に対応する打合せ計画を作成する。

f. 提出書類

提出書類の概要は下記のとおりとする。

【基本設計】

成 果 物	備 考	必要数
<p>(1)基本設計説明書</p> <p>建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計概要 ・配置計画 ・透視図 ・平面立面断面計画 ・動線計画 ・避難計画 ・工事（仮設）計画 ・基本設計図面 <p>建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計方針 ・構造計画 ・仕様概要書 <p>電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計方針 ・電気設備計画 ・仕様概要書 <p>機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計方針 ・空気調和設備計画 ・給排水設備計画 ・環境対策設備計画 ・昇降機等設備計画 ・仕様概要書 	<p>A3 カラー製本</p> <p>設計内容を総合的に整理し編集したもの</p>	<p>10部</p>
<p>(2)基本設計のあらまし</p>	<p>仕様は協議による</p> <p>基本設計説明書の概要をとりまとめたもの</p>	<p>CD-R (RW)</p>
<p>(3)基本設計図面（各設計図面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様・仕上概要書 ・付近見取図 ・面積図及び求積図 	<p>A2版2つ折り製本</p> <p>A3縮小版2つ折り製本</p>	<p>各1部 各5部</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・配置図 ・平面図（各階） ・立面図（各面） ・断面図（主要部詳細含む） ・外構図 ・日影図 ・サイン計画 等 		
(4)地盤調査報告書	別添資料6「地盤調査仕様書」参照	1式
(5)家屋調査報告書（事前・事後）	実施時期は調査職員との協議による	1式
(6)VR（バーチャルリアリティー）データ	基本設計説明用 市民説明会や内部検討用に使用するため、外観（歩行者動線、鳥瞰）、内観（代表的な部屋への動線）がわかるものを作成する。	1式
(7)その他 <ul style="list-style-type: none"> ・各種検討書、提案書、計画書等 ・関係機関との協議・手続き関係図書 ・概略工事工程表 ・工事費概算書 ・什器・備品リスト・カタログ ・各種計算書 ・各種技術資料 ・各種記録書 など 	仕様は協議による	各2部
(8)上記データ類		CD-R (RW)

※1 上記書類等を書類用引き出し式ケース（キャビテナー同等以上）に入れて提出すること。

※2 各種図面作成についてCADデータにて作成すること。データ提出については、変換ソフトを使用し、JW-CADで正常に解読できるようにして確認後提出のこと。また、変換前データも提出のこと。

【実施設計】

成果物等	備 考	必要数
<p>(1)設計説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築（総合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計概要 ・ 配置計画 ・ 透視図 ・ 平面立面断面計画 ・ 動線計画 ・ 工事（仮設）計画 ・ 図面（仕様・仕上概要書、付近見取図、面積図及び求積図、配置図、各階平面図、立面図（各面）、断面図（主要部詳細含む）、外構図、日影図、サイン計画 等） ■ 建築（構造） <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計方針 ・ 構造計画 ・ 仕様概要書 ■ 電気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計方針 ・ 電気設備計画 ・ 仕様概要書 ■ 機械設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計方針 ・ 空気調和設備計画 ・ 給排水設備計画 ・ 環境対策設備計画 ・ 昇降機等設備計画 ・ 仕様概要書 	<p>仕様は協議による 設計内容を総合的に整理し編集したもの</p>	<p>5部</p>
<p>(2)設計のあらまし</p>	<p>仕様は協議による 設計説明書の概要をとりまとめたもの</p>	<p>CD-R (RW)</p>
<p>(3)図面 建築</p>	<p>A2版2つ折り製本 A3縮小版2つ折り製本</p>	<p>各2部 各10部</p>

■ 建築意匠設計図

- ・ 表紙
- ・ 図面リスト
- ・ 特記仕様書
- ・ 工事区分表
- ・ 付近見取図
- ・ 現況図
- ・ 外部仕上表・内部仕上げ表
- ・ 面積表及び求積図
- ・ 配置図
- ・ 平面図（各階）
- ・ 立面図（各面）
- ・ 断面図
- ・ 矩計図
- ・ 平面詳細図
- ・ 天井伏図（各階）
- ・ 室内展開図
- ・ 部分詳細図
- ・ 建具表
- ・ 防火区画図
- ・ 断熱・遮音範囲図
- ・ サイン図
- ・ 家具図
- ・ 外構図（植栽計画含む）
- ・ 排水計画図
- ・ 日影図
- ・ 総合仮設計画図

■ 透視図

■ 建築構造設計図

- ・ 構造特記仕様書
- ・ 構造基準図
- ・ 伏図（各階）
- ・ 軸組図
- ・ 部材断面表
- ・ 各部断面図

<ul style="list-style-type: none"> ・標準詳細図 ・各部詳細図 ・その他必要な図面 		
<p>電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■電気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・図面リスト ・特記仕様書 ・工事区分表 ・使用機器メーカーリスト ・付近見取図 ・配置図 ・電灯・コンセント設備図 ・動力設備図 ・雷保護設備図 ・受変電設備図 ・電力貯蔵設備図 ・発電設備図 ・構内情報通信網設備図 ・構内交換設備図 ・情報表示設備図 ・映像・音響設備図 ・拡声設備図 ・テレビ共同受信設備図 ・テレビ電波障害防除設備図 ・監視カメラ設備図 ・防犯設備図 ・火災報知設備図 ・構内配電・通信線路図 ・屋外設備図 ・器具図 ・その他必要な図面 ■電気設備設計計算書 		
<p>機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■空気調和設備設計図 		

<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・機器表 ・各系統図 ・空気調和設備図 ・換気設備図 ・自動制御設備図 ・屋外設備図 ・その他必要な図面 ■給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・機器表 ・各系統図 ・衛生器具設備図 ・給水設備図 ・排水設備図 ・給湯設備図 ・消火設備図 ・ガス設備図 ・屋外設備図 ・その他必要な図面 ■昇降機等設計図 <ul style="list-style-type: none"> ・昇降機平面図 ・昇降機断面図 ・昇降機部分詳細図 ■空気調和設備設計計算書 ■給排水衛生設備設計計算書 ■環境対策設備計算書 ■昇降機等設備設計計算書 		
<p>(4)積算 建築</p>		<p>各 1 部</p>

<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計内訳書 ■ 積算数量調書 ■ 見積書等関係資料 ■ 積算根拠資料 	刊行物含む	
<p>電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計内訳書 ■ 積算数量調書 ■ 見積書等関係資料 ■ 積算根拠資料 	刊行物含む	
<p>機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 設計内訳書 ■ 積算数量調書 ■ 見積書等関係資料 ■ 積算根拠資料 	刊行物含む	
(5)電波障害机上検討書		3部
(6)計画通知書・各申請図書		副本
(7)LCC 長期修繕計画	維持管理費を算出 「建築物のライフサイクルコスト」(一般財団法人建築保全センター)を基に長期修繕計画の立案にかかる検討資料を作成する。	
(8)VR (バーチャルリアリティ) データ	市民説明会や内部検討用に使用するため、外観(歩行者動線、鳥瞰)、内観(代表的な部屋への動線)がわかるものを作成する。 データは設計の進捗に応じて基本設計時作成のものから2回程度の更新とする。	1式
(9)模型	実施設計説明用(アクリル製カラー模型 1/300程度、ケース付き)	1台
(10)透視図	外観2枚、内観2枚 サイズ:A3(額あり)	4枚
(11)その他 <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種検討書、提案書、計画書等 	仕様は協議による	各2部

<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関との協議・手続き関係図書 ■ 概略工事工程表 ■ 什器・備品リスト・カタログ ■ 各種データ ■ 各種技術資料 ■ 各種記録書 など 		
(12)上記データ類		CD-R (RW)

- ※1 上記書類等を書類用引き出し式ケース（キャビテナー同等以上）に入れて提出すること。
- ※2 各種図面作成については、CAD データにて作成すること。データ提出については、変換ソフトを使用し、JW-CAD で正常に解読できるようにして確認後提出のこと。また、変換前データも提出のこと。
- ※3 設計内訳書（代価表・複合単価表等を含む）については、表計算ソフト（エクセル）で作成し、データを共に提出のこと。
- ※4 設計図の様式は調査職員の指示による。

4-8. 建設工事等について

a. 施工計画

- (1) 作業場・現場事務所・仮囲い等仮設物の設営は事前に仮設計画図・配置図等を作成し、監督職員と協議、承諾のうえ設営すること。
- (2) 計画通知書・設計図書・公共建築工事標準仕様書・工事監理指針等は、現場事務所に常備すること。
- (3) 交通誘導員を適宜配置し、学校関係者や地域住民の安全を優先すること。
- (4) 工事関係車両は、過積載等に注意し、道路交通法を遵守すること。また、公衆道路上の駐車は厳禁とする。
- (5) 歩道の切り下げや舗装の現況復旧等、道路との取り付けにかかる整備に関して、関係機関との協議に基づいて行うこと。
- (6) 工事中の騒音、振動調査を実施すること。騒音計、振動計はそれぞれ2ヶ所設置し、常時計測を行うこと。また、基準値を超えた場合には現場事務所に通報できるシステムにすること。
- (7) 地下水の変動、地盤沈下に起因する諸事情については、事前に万全を講ずるとともに、紛争を避けるため観測点を定め記録を残すこと。
- (8) 仮設計画書及び工程表を提出し、関係者との協議を実施すること。

- (9) 本事業の安全性を確保するのに十分な囲い及び出入口の門扉を設置すること。
- (10) ほこり・騒音・振動・臭気の防止など周辺住宅、幼稚園及び大学の居住環境に配慮すること。なお、東側敷地の幼稚園に対しては既存サッシを2重サッシ（後付け仕様）にした上で防音対策を行うこと。
- (11) 工事現場内および仮設建物内には、消火器等の防火設備を適宜常備すること。
- (12) 本市監督職員事務所（25㎡程度）を設けること。
 - i. 事務所には照明・電力・給排水衛生・冷暖房設備を設け、次の備品を置く。数量は本市監督職員の指示による。
 - ・机、いす、会議テーブル、書棚（鍵付き）、見本棚、図面掛け、安全带、消火器、掛時計、掃除機、ゴミ箱、ホワイトボード、給茶器、電話、デジタルカメラ（広角撮影が可能なズーム付きタイプ）、ノートパソコン、iPad、カラー複合機（プリンター、コピー、スキャナ、ファクシミリの機能を備え、A3判まで対応可能なもの）、シュレッダー、事務用品一式
 - ii. 事務所には、次のOA環境を備える。
 - ・原則として光回線2回線（プロバイダー加入を含む）を引き込むものとする。そのうちの1回線は、固定IPアドレスの回線とする。（例：OCN光「フレッツ」IP1・ファミリータイプ程度）
 - iii. 事務所の光熱水料、回線使用料、消耗品補充及び清掃費用は事業者の負担とする。
- (9) 会議室（事業者と共用で可、30㎡程度）を設けること。
- (10) 工程会議は監督職員同席の上、毎週1回程度開催し遅延の無い工程進捗に努めること。
- b. 諸官庁の指導、施工上の納まり、その他の理由により設計内容を変更しようとする時は、設計者及び監督職員と協議し、監督職員の承諾を受けること。なお、これに伴う契約金額の増減は、原則として行わない。やむを得ず契約金額の変更が必要となる場合の変更金額は、変更が必要と認める根拠となる書類を事業者が作成し、本市と事業者の協議の上決定する。
- c. 解体工事の際、既存施設アスベスト調査報告書以外でアスベストの調査が必要と思われる箇所については事業者にて調査を行うこと。
- d. 工事に伴って発生したコンクリート塊等は「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、その処理責任については事業者にある。またその処理は産業廃棄物の処分及び運搬業の許可を有するものに限ること。なお事業者は廃棄物の処理方法を記載した施工計画書・許可書の写し及び処理証明書を提出すること。
- e. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、リサイクル法）」の規定に基づき、適正に分別解体・再資源化を図るものとする。また、下記事項を記載し所定書面を契約課へ提出すること。
 - (1) 分別解体の方法
 - (2) 解体工事に要する費用
 - (3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うための施設の名称及び所在地

- (4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（費用については見積もり金額を記載）
- f. 発生材(発注者に引渡しを要するものを除く)は全て工事現場外に搬出し、「リサイクル法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する（リサイクル法適用の竣工時は、再資源化等報告書を提出のこと）。
- g. 建築基準法第 28 条の 2（居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置）を理解し、化学物質の濃度測定を行うこと。測定箇所数、測定方法は監督職員との協議による。また、測定後は、厚生労働省が定める「化学物質の室内濃度指針値」又は文部科学省が定める「学校環境衛生基準」に定める濃度以下であることを確認し、監督職員に報告書を提出すること。
- h. 工事中の苦情対応、近隣対策、および事故補償等は、以下の各号の通りとし事業者が責任をもってあたること。
- (1) 事業者は、工事中に発生する騒音、振動、粉塵等の防止には特に注意し、予め施工計画書を作成すること。また、損害を与える可能性のある家屋並びに附帯工作物等については、事業者の費用負担により、着工前に専門技術者による調査を実施すること。また、工事完了後速やかに事後調査を行い、確認書並びに報告書を監督職員に提出すること。なお、調査の範囲や調査方法の決定にあたっては、近隣住民等の希望にできる限り沿うよう努めるものとし、疑義が出た場合は監督職員と協議するものとする。
- (2) 事業者は、近隣住民の理解と協力を得られるよう誠意をもって努めなければならない。近隣住民他から苦情の申し入れがあった場合は、速やかに監督職員に報告し協議すること。
- (3) 被害者に対する補償等の窓口は、事業者とし、補償費の全てを負担すること。
- i. 建設発生土の処分については、以下の各号によるものとし関係法令を遵守すること。
- (1) 処分地の選定後は「建設発生土処分地計画」を、施工後は「建設発生土処分地確認書」を監督職員に提出すること。
- (2) 処分地までの運搬経路を監督職員に報告すること。
- (3) 発注者の事由により建設発生土の工事間利用のため処分地を指定することがある。この場合には、本市と事業者の協議の上、処分費（運搬費を含む）を変更する。
- (4) 搬出先の確認写真を監督職員に提出すること。
- (5) 「枚方市土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例」により土砂埋立て等を行う土地の面積が 500 平方メートルを超える場合は、市長の許可が必要となる場合があるので、予め土砂埋立て許可等の確認をすること。
- (6) その他関係法令を遵守すること。
- j. 本工事の施工に当たって、下記に定める項目については監督職員の立会いを受けること。
- (1) 指示された施工又は試験
- (2) 各法令に基づく諸官庁の検査

k. 本工事の施工に当たって、下記に定める項目については監督職員の検査を受け、承諾を得ること。また、必要に応じて試験成績表等の提出をすること。

- (1) 指示された材料・製品及び機器の検査
- (2) 指示された工程完了時点での中間検査
- (3) 竣工検査（検査員による検査を除く）

l. 事業者は、契約締結後速やかに“CORINS データ”の登録をすること。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の確認を受けること。

m. 完成時の提出書類

工事完成時の提出書類は以下のものとする

タイトル	内容	部数
工事竣工引渡し書類	工事保証書	3部
	鍵引渡し書	3部
	各種取扱説明書	3部
	工具引渡し書	3部
	その他必要書類	
工事竣工引渡し備品	鍵及び鍵箱	1組
	その他仕様・材料・器具	

各室の鍵は監督職員立会いの上鍵合わせを行い、鍵違い・不具合の有無を確認した後鍵箱に整理収納し、配置図・鍵目録を添付する。鍵はそれぞれ3個とし、いずれも整理札を取付ける。

竣工写真の提出枚数、部数等は以下のものとする

分類・規格	枚数×部数	原版サイズ	備考	
キャビネ版	各所×2	60×90 mm	文字入りアルバム	専門業者の撮影による
四つ切	3×2	60×90 mm	アルミパネル入り	

撮影箇所については監督職員との協議の上決定する。

CD-Rにて竣工写真のデータを提出すること。

完成図は下記のを提出する（提出期限は竣工後1カ月以内）

タイトル	内容	形態	提出部数
竣工図	原設計・竣工図	見開きA2版製本	2部
	原設計・竣工図縮小版	見開きA3版製本	3部
	JWW及びPDFの電子データ	CD又はDVD	1枚
施工図	施工図	2つ折り製本	1部

	JWW及びP D Fの電子データ	C D又はD V D	1枚
写真データ	JPEG 形式等の電子データ	C D又はD V D	1枚

n. 建設工事保険及びその他第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」に加入し、工事にかかる事故及び第三者への損害等について、速やかに対処すること。保険の成立後、速やかにその写しを監督職員に提出すること。上記保険等について、被保険者は発注者・事業者及びその全下請負人を網羅すること。また、保険金額は請負工事代金全額（支給材料又は貸与品がある場合には、その全額を加えること）とし、保険期間は工事着手日から工事完了日を含めて14日を加えた期間とすること。

5.その他

5-1. 友好都市の木材活用

施設の一部に本市の友好都市である高知県四万十市「青少年友好の森[※]」の木材を活用すること。

※青少年友好の森：本市と旧中村市（H17 に隣接する旧西土佐村と合併し現四万十市となっている）が自然に対する理解と相互の友情を深め、両市の友好ときずなの発展を図ることを目的として設立した山林。

参考活用例：心の教室等の児童の手に触れる場所や、学校に訪れるすべての人が目にすることが出来る玄関部に設けるなどの効果的な活用

5-2. 地元企業の採用

本事業の実施にあたり協力事業者並びに資材等調達事業者に地元企業を含めること。

5-3. 学校施設の愛称について

禁野小学校の学校名については、在籍児童の投票を経て決定した。児童の投票で「禁野」とともに上位であった「天の川」や「あおぞら」については、体育館や学校図書館など学校施設の愛称として活用したい。そのため、この2つの名称を冠した施設を設計し、デザインに反映すること。